

令和８年度 滋賀保護院事業計画書

生活保護の現状等について、国によると、直近の生活保護受給者数は、約１９９万人。２０１５（平成２７）年３月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。また、直近の生活保護受給世帯数は約１６５万世帯。年齢階級別の保護率の推移をみると、６５歳以上の保護率が一番高く、上昇傾向が続いていたが、近年は横ばい又は低下傾向となっている。世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移では、「高齢者世帯」の世帯数（単身世帯９３．３％）は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、やや減少傾向となっている。生活保護開始の主な理由別の構成割合の推移をみると、コロナ禍当初の令和２年度（２０２０年度）に、「働きによる収入の減少・喪失」が増加し、コロナ禍の令和３年度（２０２１年度）以降は、「貯金等の減少・喪失」の占める割合が増加傾向にある。とのことであります。

このような状況の中、生活保護受給者に対する生活支援について、国では、生活支援の程度や必要性に応じて対応しているが、生活保護受給者の抱える課題は複雑・困難化しており、介護、障害等の制度に繋がっていない者も一定数存在している。生活全般にわたる支援が必要な方については、救護施設等の保護施設や、日常生活支援住居施設等において個々の入所者に応じた支援計画を作成の上、居宅移行も視野に入れつつ支援を行っている。賃貸住宅等で自立した生活を維持できるような「見守り」等の支援も重要と考えている。とのことであります。

こうしたことから、国では、保護施設の機能強化に係る加算等を行うとともに、令和４年１２月２０日に公表された生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの整理（中間まとめ）により、居住支援のあり方、対応の方向性が示され、救護施設等入所者の地域移行の推進等を図るための取組が制度化されたところです。

この取組には、令和６年度から訓練機能の強化（就労支援加算の創設）、保護施設通所事業の地域枠の拡充等、令和６年１０月１日に救護施設等における個別支援計画作成の義務化、地域移行加算、令和７年４月からは受入機能加算などが設けられています。

このような生活保護受給者数、世帯数の減と地域移行の推進を図るための取組が制度化されたことから、滋賀保護院への新規入所者数は減少しており、令和７年度から入所定員を１００名から９０名に変更したところです。

こうした流れも踏まえ、救護施設として、地域共生社会の実現に向け、地域のセーフティネット施設として生活困窮者支援を行っていくためにも、積極的な受け入れを行っていかないと施設の維持が難しくなってしまう。国では、令和７年度事業の一つとして受入機能体制加算が創設されたことから、当院においても精神疾患により長期入院となっている者の入所などに積極的に取り組んできたところです。

令和８年度については、生活保護法に規定する「調整会議」が福祉事務所において、組織・運営された際には積極的に参加するとともに、市に対して重点支援交付金を活用した物価高騰に対する対応を要望するなど、関係機関との連携を行ってまいります。また、令

和8年度に予定されている保護施設等における施設機能強化（ICT活用推進等）に取り組むとともに、引き続き、処遇困難となるリスクが高い要保護者の積極的な受け入れや、制度化された救護施設等入所者の地域移行の推進等を図るための取組として、就労支援、通所・訪問事業の拡充、個別支援計画に基づく支援などを積極的に行い、入所者及び収入の確保に繋げてまいります。また、子ども食堂の開催や自治会行事への参加、近隣住民との交流を図る保護院祭りの開催など、引き続き、地域貢献活動についても積極的に進めてまいります。

改めて、救護施設、本来の役割である、身体や精神に障害があったり、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、健康で安心して生活しつつ、自立を目指す支援をする施設であることを認識し、支援を必要としている方を幅広く受け入れる、地域におけるセーフティネット施設として、命と生活そのものを支える存在として、次のとおり、施設運営方針、基本方針に基づき、事業を計画、実施してまいります。

<基本方針>

- 1 最後のセーフティネット施設として、福祉事務所への施設の空き情報の提供や民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等への施設の案内、自治体が設置する「調整会議」への参画など、救護施設の状況を発信し、地域に暮らす多様な困難を抱えた方や精神疾患により長期入院となっている方、矯正施設退所直後の方、依存症の方などを積極的に受け入れます。
- 2 救護施設としてのこれまでの実績とノウハウを生かし、個々の利用者に応じた個別支援計画に基づく自立支援や他施設への移行を進めるとともに、子ども食堂の開催や自治会活動への参画など、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- 3 行事・イベントを地域との交流を図りながら開催し、利用者の日中活動の充実と健康面や嗜好に応じた食事の提供、健康状態を維持、改善できるよう機能訓練等、適切な対応を行い、安定した施設生活がおくれるよう取り組みます。
- 4 循環型施設としての強化を図るため、居宅生活訓練や就労訓練を行い、自立の促進を図ります。
- 5 退所者支援として、通所・訪問事業を実施し、安定した地域生活ができるよう支援を行うとともに、「たまりばクラブ」を通して居場所づくりを行い、支援の輪を広げます。
- 6 虐待防止、ハラスメント防止、事故防止、専門知識の習得など、職員の資質向上のための研修の実施と自己研鑽を支援するとともに、SNS等を活用した施設の見える化や実習生、職場体験の受入等を進め、人材の確保に努めます。

- 7 自然災害発生時、新型コロナウイルス感染症等発生時における業務継続計画により、不測の事態に対応できるよう必要な訓練の実施と計画の見直しを行います。
 - 8 げんき広場の積極的な活用と老朽箇所の改修による施設の長寿命化、入所者確保、感染症対策に繋がる改修について、令和7年度に策定した施設、設備の将来的な方向性を踏まえて、年次計画を立て検討、実施するとともに、必要な資金の積み立てを計画的に行います。
 - 9 ICTを活用した日常業務の見直し、業務マニュアル・手順書の見直しと作成、経費節減等、適正な業務の執行と支援を行うとともに、AIを活用した個別支援計画の作成やボランティアの活用など、業務の軽減に努め、その時間を利用者支援など他の業務の充実に努めます。
- ◎ 年間方針 困窮者の受入・支援、職員育成・確保、施設環境の整備、ICT、AIを活用した業務の見直し、マニュアルの作成